平成２７年（フ）第９８８号
札幌市東区東苗穂１条３丁目３番１―403号
債務者　松本真由美（旧姓福士）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９９４号
札幌市白石区東札幌３条５丁目１番25―205号
債務者　遠藤　美幸
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１００３号
札幌市西区二十四軒２条４丁目４番８号　メトロサイドパレス24―103号
債務者　玉家　麻央（旧姓須崎）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６０号
千葉県習志野市東習志野８丁目18番28号　ハイム新和Ｂ202号
債務者　吉田　祥子（旧姓須川）
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２０３号
相模原市緑区長竹2685番地１
債務者　清水千惠子（旧姓楠元）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２０８号
相模原市緑区向原１丁目14番９号　大貫マンション102小笠原方
債務者　田中　章子（旧姓新元）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３９４号
京都府京田辺市河原神谷66番地　17―507
債務者　中村　照子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４０１号
京都市伏見区醍醐西大路町126番地　醍醐東市営住宅20―403
債務者　木谷　愛子（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５０１号
京都府宇治市木幡西浦２番地の１　サーパス宇治木幡213号
債務者　鈴木　浩之
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５３９号
京都市西京区桂艮町14番地12　メゾネットＫ１　106号室
債務者　小林　操代
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５６０号
京都市右京区西院月双町63番地８
債務者　宮嶋　健次
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５６４号
京都府南丹市美山町板橋下段４番地
債務者　岩佐　京子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４１０号
堺市北区東雲東町４丁１番10号　アールマンション堺301号
債務者　木野谷参代
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４２４号
堺市堺区西湊町６丁７番24―２号　十代方
債務者　ｉｆｃ堺店こと　野村　倫孝
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４２９号
大阪府松原市一津屋４丁目７番30―103号
債務者　上田　晴彦
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４３０号
大阪府松原市一津屋４丁目７番30―103号
債務者　上田　敦子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５４３号
堺市北区新金岡町４丁４番２―104号
債務者　石河　健二
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係